

フランスにおける フランチャイズ契約（2・完）

矢 島 秀 和

—目次—

はじめに

第1節 本稿の目的・位置づけ

第2節 わが国における議論状況ならびにフランス法の意義

第3節 本稿の構成

第1章 フランスにおけるフランチャイズ契約—上陸と展開・発展および
定義

第1節 フランチャイズの上陸と展開・発展

第2節 フランチャイズ契約の定義とその法的性質・特徴

第3節 フランチャイズの種類

第4節 小括（以上、64巻3号）

第2章 商法典 L. 330-3 条に関する議論

第1節 L. 330-3 条および R. 330-1 条

第2節 L. 330-3 条の意義

第3節 L. 330-3 条の適用条件・範囲

第4節 L. 330-3 条違反の効果

第5節 小括

第3章 フランチャイザーおよびフランチャイジーの義務

第1節 契約締結前の義務—売上予測に関する情報の提供について

第2節 契約締結後の義務

第3節 契約の終了、更新・延長

第4節 小括

おわりに

- 第1節 フランスにおける議論の総括
- 第2節 わが国における議論への若干の示唆
- 第3節 残された課題

第2章 L. 330-3 条に関する議論

第1章において概観したように、1980年代には非良心的なフランチャイザーの横行やフランチャイズをめぐる紛争等が相次いだ。そこで、そうした状況を考慮して制定されたのが、現L. 330-3条（通称ドゥバン法）である。同条は、フランチャイズ契約締結過程においてフランチャイザーが契約内容を理解して契約を締結できるように、特定の情報の提供をフランチャイザーに課す。本章では、L. 330-3条および同条をうけてフランチャイザーが提供すべき情報の詳細を規定するR. 330-1条（1991年4月4日のデクレ⁽¹⁾）について紹介する。

第1節 L. 330-3条およびR. 330-1条

まず、以下においてL. 330-3条の条文を紹介する。

商法典L. 330-3条

第1項

他者に対し、その他者の事業活動のために独占的または準独占的な(quasi-exclusivité)契約をすることを要求し、商号、商標もしくは標識

(1) Décret n° 91-337 du 4 avril 1991 concernant l'application de l'article 1^{er} de la loi n° 89-1008 du 31 décembre 1989 relative au développement des entreprises commerciales et artisanales et à l'amélioration de leur environnement économique, juridique et social, J. O 6 avril. 1991, p. 4644.

(enseigne) を他者に使用させるあらゆる者は、二当事者間に共通の利益 (intérêt commun) において締結されるあらゆる契約の締結に先立ち、その他者が事情をよく知った上で (en connaissance de cause) 契約上の義務を負えるような誠実な情報 (informations sincères) が記載された文書を提供しなければならない。

第2項

当該文書の内容はデクレによって定められ、とりわけ企業の設立年数及び事業経験、当該事業に関係する市場の現況及び発展予測、事業のチェーンの規模、契約の期間及び更新の状況、契約の解除及び譲渡、並びに独占の範囲 (champ des exclusivités) について、明確に記載しなければならない。

第3項

とりわけ事業を行う特定のエリア (zone) の予約をするために、金銭の支払いが第1項の契約の締結に先立って要求されるときは、かかる金銭の支払いと引き換えに確保される給付は、違約金 (débit) の場合における当事者双方の義務とともに、文書をもって記載されなければならない。

第4項

第1項において規定された文書並びに契約書 (le projet de contrat) は、契約への署名 (signature) より最低20日前、もしくは、特別の場合には、第3項において規定した金額の支払いの前に提供されなければならない。

(1) L. 330-3 条制定当時の判例・学説状況

このように L. 330-3 条により情報提供義務が法定されたものの、事業者間契約における情報提供義務に対する同条の立法当時の判例および学説の態度は必ずしも肯定的とはいえなかった。実際、第1章で取り上げた「Turco 事件」および「Couturier 事件」では、ディーラーの当該事業の

事業者としての立場を強調し、いわゆる流通契約の領域では情報提供義務は存在しないとされた。学説においても、たとえばジョルデン (Jourdain) は、契約の締結に際して相手方に情報の提供を求める前に、各自は自身の利益の保持に努め、情報の収集を行わなければならないとする。そして、そうした考えは情報提供義務の行き過ぎを避け、同義務の膨張という危険性を排除する歯止めとして有益であるとする。⁽²⁾

しかしながら、判例のかかる見解に対しては、ディーラーにそうした情報を収集する能力があるのか全く明らかではないし、経済情勢に関する情報や秘密性の高い情報を事前に収集するのは困難であるという批判があった。⁽³⁾ また、第1章で紹介したフランチャイズをめぐる当時の社会状況も手伝って、ドゥバン法は制定された。

(2) L. 330-3 条の目的

L. 330-3 条の目的は契約において劣後する当事者の保護である。すなわち、同条は、フランチャイザーとフランチャイジーとの間に存在する力の不均衡から生じる情報の非対称性 (asymétrie d'information) を是正することにある。⁽⁴⁾ したがって、同条の目的とは、当事者間に存在する情報の非対称性を修正し、これからチェーンに加盟しようとする者に、自分が加盟しようとしているチェーンがどのようなものなのか知ることを可能にすることである。⁽⁵⁾ 契約において経済的に劣後する弱者の保護を強調する見解もあ

(2) Patrice Jourdain, *Le devoir de «se» renseigner (Contribution à l'étude de l'obligation de renseignement)*, D. 1983, chron., p. 144.

(3) Martie Behar-Touchais et Georges Virassamy, *Traité des contrats Les contrats de la distribution*, L. G. D. J., 1999, n° 33, p. 19.

(4) Philippe le Tourneau, *LES CONTRATS DE FRANCHISAGE*, Litec, 2007, 2^e édition, n° 298, p. 134; Cyril Grimaldi, Serge Méresse et Olga Zakharova-Renaud, *Droit de la franchise*, Litec, 2011, n° 110, p. 97.

る。ヴォーゲル (Vogel) は、経済状態の格差により脅かされる契約上の平等を取り戻すために、立法者は契約関係において強い立場にある者に広範な情報提供義務を課すのであり、それは契約関係において弱い立場にある者が事情をよく知って契約を締結することができるようにするためであると述べる。そして、そのための法律がドゥバン法であるという。⁽⁶⁾ ヴィラサミー (Virassamy) は、販売店やフランチャイジーが契約上の条項により経済的な従属性を強いられることへの配慮から、同法は制定されたと述べる。⁽⁷⁾

(3) FTC 規則の影響

L. 330-3 条は、アメリカの連邦取引委員会 (FTC) の規則である「フランチャイズ等に関する開示義務と禁止条項」(1979年制定、略称: FTC 規則) を参考にして制定された。⁽⁸⁾ FTC 規則は、フランチャイズ契約の締結にあたり必要な情報を一定の期間内 (14日) に文書をもって開示することを義務付ける開示義務型立法である。⁽⁹⁾ とはいえ、同規則が開示義務違反

(5) Didier Ferrier, *L'information du candidat a la franchise La loi «Doubin»: bilan et perspectives*: Sous la direction scientifique de Nicolas Dissaux et Romain Loir, *La protection du franchisé au début du XXI^e siècle Entre réalité et illusions*, L'Harmattan, 2009, p. 80.

(6) Louis Vogel et Joseph Vogel, *Loi Doubin: des certitudes et doutes Premier bilan sur l'information précontractuelle après cinq ans d'application de la loi (1990-1995)*, Dalloz Affaires, 1995, n° 1, p. 5.

(7) Georges Virassamy, *La moralisation des contrats de distribution par la loi Doubin du 31 décembre 1989 (art. 1^{er})*, JCP.éd E, 1990, II, 15809, p. 414.

(8) Virassamy, *supra* note 7, p. 416 ; Jean-Paul Clement, *LA NOUVELLE DONNE JURIDIQUE DE LA FRANCHISE*, Gaz. Pal. 1991, 1, doct. p. 287.

(9) 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会編『新版 フランチャイズハンドブック』(商業界, 2012年) 318頁。

に対して FTC による排除命令等, 当局によるサンクションを課しているのとは異なり, L. 330-3 条はそのような規定を設けていない。この意味において, 同条は法定する情報の提供義務違反に対するサンクションを, 民法典の合意の瑕疵に関する規定に委ねていると評価できる。

(4) 1991年4月4日のデクレの登場

ところで, ドゥバン法は第2項でかかる情報の具体的内容はデクレによって定められるとしている。そのため, 同法によって具体的にどのような情報を提供すべきかが問題となっていた。そうした中で登場したのが, 提供すべき情報の具体的内容について規定する1991年4月4日のデクレ(現 R. 330-1 条および R. 330-2 条)である。このデクレの制定により, ドゥバン法が法定した情報提供義務の内容が明らかになった⁽¹⁰⁾。そこで, 次に L. 330-3 条を受けて制定された R. 330-1 条ならびに同条違反の刑事上のサンクションを規定する R. 330-2 条の条文を紹介する。

商法典 R. 330-1 条

L. 330-3 条 1 項に定められた文書は, 次の情報を含む。

1 号: 当該企業の本店のある住所及びその活動の性質についての情報。これら情報は, 企業の法的形態及び当該企業が個人 (personne physique) である場合は企業の長 (chef d'entreprise) の個人識別情報 (identité), もしくは当該企業が法人である場合はその業務執行者 (dirigeants) についての個人識別情報とともに提供されなければならない。必要な場合には, 資本

(10) Patrick Durand, *Loi Doubin-article un? enfin, le décret vint!*, Cah. dr. entr. 1991, n° 3, p. 10.

金の額についての情報も提供しなければならない。

2号：R. 123-237条1号・2号もしくは手工業者名簿の登録番号、商標の登録もしくは提出 (dépôt) の日付及び番号を対象とする記載 (mentions)。または、契約の対象 (objet) となる商標が譲渡もしくはライセンス (licence) の結果として獲得された場合には、商標のライセンス契約によってライセンスが合意された期間の情報とともに、全国商標原簿に対応する登録の日付及び番号。

3号：当該企業の、1もしくは2以上の手形・小切手支払い銀行の指定 (domiciliations bancaires) についての情報。当該情報は、主要5行に限定される。

4号：当該企業の事業の変遷の主要な経緯 (étapes) についての記載に加え、当該企業の設立日の情報。この情報には企業のチェーンの発展の段階についての情報も含む。必要であれば、また、当該チェーンの創設者 (exploitant) もしくは業務執行者が獲得した専門家としての経験を評価することのできるあらゆる情報。

前段において規定した諸情報は、文書の交付の年に先立つ最近5年間に関するものしか記載する必要はない。前段の諸情報は、契約の対象である製品またはサービスの市場の、全般的及び地域的状況 (l'état general et local du marché) に加えて、当該市場の発展可能性 (perspectives de développement de ce marché) についての説明によって完全なものにされなければならない。

最近2年間の年次計算書類 (document les comptes annuels)、もしくは規制市場 (marché réglementé) において上場している企業の場合には、通貨・金融法典 (code monétaire et financier) L. 451-1-2条3の適用として、最近2年間の活動についての確定した報告を、当該情報に付属させなければならない。

5号：事業のチェーンに関する情報は、以下のものを含む。

a) 事業のチェーンに属する企業のリスト。当該リストにはその企業各自によって取り決められた経営の方式 (mode d'exploitation) についての情報が含まれる。

b) フランスで設立された企業の住所。そこには、契約を提案する者が、締結を検討されている契約と同じ性質の契約を締結している企業の情報を含む。契約の締結もしくは更新の日付は、明確に記載しなければならない。

当該チェーンに50以上の店舗が存在するときには、(b)前段で規定した情報は、店舗の設置を計画した場所 (lieu) から直近の周辺50店舗についてしか求められない。

c) 締結を検討している契約と同じ性質の契約によってチェーンに存在する企業で、文書の交付の年の前年中に、当該チェーンから脱退した企業の数。文書には、契約が期間を満了したかどうかについて、または契約が解除もしくは取り消されたかどうかについて、明確に記載しなければならない。

d) 必要であれば、契約により決定された店舗設置場所 (implantation) の経営活動の範囲の中に存在する、契約の対象である商品もしくはサービスを提供するあらゆる施設 (établissement) についての情報。かかる情報は、契約を提案する者の特別の承諾 (accord exprès) によって提供される。

6号：提案された契約の期間・更新・解除並びに譲渡の条件、及び、独占の範囲についての情報。

当該文書は、契約書の名宛人が経営を開始する前に負担する特別な費用の性質並びに総額及び標識もしくは商標への特別な投資について明確に記載しなければならない。

商法典 R. 330-2 条

第1項

経営活動をするために独占的もしくは準独占的な義務を負担し、商号、商標もしくは標識を使用する者に対し、L. 330-3 条において規定された情報を記載した文書及び契約書を、契約の締結の最低20日前に交付しなかったという事実 (fait) は、刑法典131-13条 5号により規定された第五級違⁽¹¹⁾警罪に処せられる。

第2項

累犯 (récidive) の場合には、累犯を犯したことによる第五級違警罪により、刑法典131-13条 5号が適用される。

このように、L. 330-3 条を受けて R. 330-1 条は提供すべき情報を具体的に規定しており、かかる情報を記載した文書は、「契約締結前の情報についての文書」(document d'information précontractuelle) の頭文字をとって一般的に「DIP」と呼ばれている⁽¹²⁾。しかしながら、L. 330-3 条の意義に

(11) 刑法典131-13条

「本条は、この法律が課す3000ユーロを超えない罰金刑である犯罪の違警罪について規定する。

罰金額は下記のとおり。

1号：第一級違警罪は38ユーロ以下の罰金に処する。

2号：第二級違警罪は150ユーロ以下の罰金に処する。

3号：第三級違警罪は450ユーロ以下の罰金に処する。

4号：第四級違警罪は750ユーロ以下の罰金に処する。

5号：第五級違警罪は1500ユーロ以下の罰金に処する。第五級違警罪は、累犯の場合この法律が累犯について規定するときには、3000ユーロの罰金まで引き上げることができる。ただし、違警罪の累犯が不法行為を構成するとこの法律が規定している場合には、この限りではない。」

(12) Michel Kahn, *Franchise et Partenariat*, DUNOD, 2009, 5^e edition, p. 113.

については、フランチャイジーがすでに事業経験を積んだ専門家である場合には無益であり、逆に事業経験のない素人のフランチャイジーを実際に保護するには同条の規定では不十分な⁽¹³⁾しは提供されるべき情報が難解に過ぎるとの批判がある。

第2節 立証責任について

ファーブル・マニャン (Fabre-Magnan) はドゥバン法をはじめ提供すべき情報を法定した立法を挙げ、こうした立法のメリットは、情報提供義務が法定されることにより、同義務の存在についての立証の問題を容易にすること (faciliter) にあると述べる⁽¹⁴⁾。L. 330-3 条および R. 330-1 条の規定のもう一つの目的として論じられているのが、提供された情報の立証責任である。

(1) 原則的立場

立証責任に関する判例の基本的立場は、民法典1315条⁽¹⁵⁾にもとづき、法律上あるいは契約上情報提供義務を負担する者が同義務を履行したことを立証しなければならないとするものである。この原則は L. 330-3 条にも

(13) Philippe le Tourneau et Michel Zoïa, *FRANCHISAGE. -Variétés du franchisage. -indépendance et domination dans le franchisage. -Droit de la concurrence et franchisage*, JCI, Fasc. 1045, 2011, n° 118.

(14) Muriel Fabre-Magnan, *De l'obligation d'information dans les contrats*, L. G. D. J., 1992, n° 398, p. 320.

(15) 民法典1315条

「債務の履行を主張する者は、そのことを証明しなければならない。
同様に、債務を負っていないということを主張する者は、金銭の支払いもしくは債務の履行がもたらした事実を証明しなければならない。」

(16) Cass. civ, 20 sept. 2005, n° 04-10.548. ただし、本件はフランチャイズ契約に関する事案ではなく農業共済組合 (mutualité sociale agricole) に関

同様に当てはまる。同義務を履行したことに関する立証の方法はどのようなものであっても構わないが、情報を提供したということを十分に明確な方法によって明らかにしなければならない。⁽¹⁷⁾

(2) 取引実務における対応

立証責任に関して、取引実務上、フランチャイザーはしばしば次のような条項を設けることがあるという。それは、フランチャイジーが、契約締結の最低20日前に、法定の情報を含む情報を受領したということを示す条項である。判例では、かかる内容の条項は有効と解されているといえる。⁽¹⁸⁾そして、シモン (Simon) によれば、かかる内容の条項は立証責任を転換する効果を有するという。すなわち、こうした条項が存在するために、フランチャイザーが情報提供義務を果たしていないということをフランチャイジーが立証しなければならない。⁽¹⁹⁾しかし、判例はかかる内容の条項を有効と解する一方で、こうした条項では、フランチャイジーがドゥバン法および1991年4月4日のデクレによって法定された情報を提供されたということを証明するには不十分であるとしている。⁽²⁰⁾別の判例は、フランチャイザーが契約書への署名 (1996年6月27日) に先立ち、同年6月6日にドゥバン法およびデクレに対応した情報を提供したと記載した文書をフランチャイジーに提供したと主張したところ、このような文書における日付は、実際にその日付の日に文書を提供したことを示すことにはならないと判示した。⁽²¹⁾

する事案である。

(17) François-Luc Simon, *Théorie et Pratique du droit de la Franchise*, Jory éditions, 2009, n° 157, p. 105.

(18) Cass.com., 14 janv. 2003, n° 01-10.120.

(19) Simon, *supra* note 17, n° 157, p. 105.

(20) CA Montpellier, 4 déc. 1997, Juris-Data n° 1997-056968.

しかし注意すべきなのは、ここで議論されている立証責任についての問題は、あくまでも L. 330-3 条および R. 330-1 条において法定された情報を、同条にしたがってきちんと提供したか否かに関してフランチャイザーに立証責任があるということを指摘しているに過ぎないということである。したがって、フランチャイザーが提供した情報によってフランチャイジーに合意の瑕疵が生じたか否かに関する立証責任は、合意の瑕疵に関する規定にしたがって処理される。⁽²²⁾

第3節 L. 330-3 条の適用条件・範囲⁽²³⁾

それでは、L. 330-3 条および同条を受けて提供すべき情報を具体的に列挙する R. 330-1 条はどのような条件を満たせば適用されるのか。もっとも、後述するように、同条の適用範囲は非常に広いと解されているが、いかなる条件を満たせば同条が適用されるのかについては見解の相違が存在する。そこで、本節では、同条の適用条件・範囲について検討する。

(1) 適用対象となる者

まず、L. 330-3 条の適用が可能となるための内容的範囲としては、どの

(21) CA Toulouse, 13 sept. 2000, Juris-Data n° 2000-128143.

(22) たとえば、判例では、フランチャイザーによる詐欺的沈黙があったため、詐欺に関する民法典1116条の規定を根拠にフランチャイジーがフランチャイズ契約の無効を主張した事例において、情報提供義務を履行したことについてフランチャイザーに立証責任を負わせる反面、合意が詐欺によって無効とされることおよび詐欺的沈黙がなければ契約を締結しなかったことについての立証責任は1116条を根拠にフランチャイジーにあるとした(Cass. com., 16 mai 2000, n° 97-16.386.)。

(23) なお、R. 330-1 条は L. 330-3 条を受けて、具体的に提供すべき情報を列挙した規定に過ぎないため、L. 330-3 条の適用条件を満たせば R. 330-1 条も適用されることになる。

ような者が想定されているのか。クレモン (Clement) は、同条に「あらゆる者」(toute personne) との文言があることを強調する。この「あらゆる者」には、自然人 (personne physique) もしくは法人 (personne morale) が含まれるとする。したがって、彼によれば、同条の対象となる者は、商事会社 (sociétés commerciales)、商業登録された商人 (commerçants inscrits) だけでなく、手工業名簿に登録された手工業者 (artisans inscrits)、自由業 (professions libérales) または農業者 (agricoles) といったように、非常に多岐にわたることになる。⁽²⁴⁾

(2) 適用に必要な条件—「共通の利益」の存在

どのような性質を備える契約に L. 330-3 条が適用されるかについて見解が分かれている。これは同条の適用に必要な条件に関する議論であるが、とりわけ同条第 1 項に「共通の利益」による契約とあるため、これが適用の条件であるか否かをめぐって繰り広げられる。⁽²⁵⁾ この「共通の利益」とは、フランチャイジーの顧客の増加および総売上高の増加は、フランチャイジーのみならずフランチャイザーにとっても利益になるという意味で解されている。⁽²⁶⁾

① 締結される契約に「共通の利益」が存在することを適用の条件に挙げる見解

ドゥバン法の立法過程で、議会での修正によってかかる文言が同法に挿入されたため、⁽²⁷⁾ 締結される契約に「共通の利益」が存在することが同法適

(24) Clement, *supra* note 8, n° 21, p. 288.

(25) Behar-Touchais et Virassamy, *supra* note 3, n° 47, p. 30.

(26) Simon, *supra* note 17, n° 133, p. 81.

(27) Paul Lutz et Marie-Paul Wagner, *Pourquoi la loi Doubin n'est pas applicable*

用のための条件のようにみえる。⁽²⁸⁾ 実際には、締結する契約が商号・商標もしくは標識の使用許諾を伴うこと、その契約が独占的あるいは準独占的な義務を要求することにくわえ、二当事者間の共通の利益において締結されること、の3つの条件を並列的に挙げている見解がある。⁽²⁹⁾

ゲスタン (Ghestin) は、ドゥバン法が「共通の利益」の存在を同法適用のための条件として挙げていることについて、次のように述べる。「ドゥバン法の条文を考慮すると、この共通の利益という概念は、同法が課す情報提供義務の適用についての補足的な条件 (condition supplémentaire) としてあらわれるに過ぎない。⁽³⁰⁾」したがって、ゲスタンにおいては、同法の「共通の利益」の存在は二次的な条件にとどまると解されているようである。

このように「共通の利益」の存在が L. 330-3 条の適用に必要なか否かをめぐる議論は存在するものの、立法者が「共通の利益」という文言を入れた理由は、流通契約においては当事者間に従属関係はなく、当事者間の協働 (collaboration) による契約であることを強調するためであったに過ぎず⁽³¹⁾、また、かかる文言を同法に挿入したのは、排他的流通 (contrats de distribution exclusive) と単純な売買契約 (simple ventes) とを区別するためであったという。⁽³²⁾

aux contrats de bière?, D. 2001, doct, p. 1709.

(28) Behar-Touchais et Virassamy, *supra* note 3, n° 47, p. 30.

(29) Louis Vogel et Joseph Vogel, *supra* note 6, n° 1, p. 5-6.

(30) Jacques Ghestin, *Les diffuseurs de presse bénéficient-ils du régime du mandat d'intérêt commun? (à propos de l'arrêt de la Chambre commerciale de la Cour de cassation du 2 mars 1993)*, D. 1994, chron., p. 73, n° 3.

(31) Lutz et Wagner, *supra* note 27, p. 1709.

(32) Marie-José Grollemund-Loustalot-Forest, *L'obligation d'information entre contractants dans les contrats de distribution*, RJ com. 1993, p. 65.

② 「共通の利益」の存在を適用の条件とはしない見解

一方で、L. 330-3 条の適用にあたり契約当事者間に共通の利益が存在することを要しないとする見解のほうが支配的であるといえる。⁽³³⁾ すなわち、締結される契約に商号・商標もしくは標識の使用許諾が含まれ、独占的あるいは準独占的な義務が課せられていれば足り、これら要素は L. 330-3 条が適用されるための必要的条件 (conditions cumulatives) とする。⁽³⁴⁾ 他にも同条の適用を受けるための条件として、締結する契約により商号・商標もしくは標識の利用を伴うこと、およびその契約が独占的あるいは準独占的な義務を要求することの二つのみを挙げるにとどまり、共通の利益の存在には言及しない見解も存在する。⁽³⁵⁾

判例においても、L. 330-3 条の適用にあたり契約当事者間に共通の利益が存在することを要求していない。フランチャイズ契約ではなく営業財産賃貸借契約 (contrat de location-gérance) の事例であるが、破毀院商事部 1998年2月10日判決は、同条の適用について、「当該契約が1989年12月31日の法律の適用範囲に入るには、同法の適用にあたり、一方で、標識、商号あるいは商標の使用許諾を、他方で、当該契約上関係のある経営活動を行うために独占的義務を負うことを規定する契約の条項が契約当事者間で結ばれていれば十分である」と判示している。⁽³⁶⁾

(33) 共通の利益の存在を L. 330-3 条の適用に際して要求しない見解としては、Simon, *supra* note 17, n° 129, p. 78; Clement, *supra* note 8, n° 21, p. 290; Grimaldi et al., *supra* note 4, n° 126, p. 110; Eric Chevrier, *Les coopératives de commerçants détaillants relevant de la loi Doubin*, D. 2002, act. p. 2868. 等がある。

(34) Simon, *supra* note 17, n° 129, p. 78.

(35) Grimaldi et al., *supra* note 4, n° 123, p. 107.

(36) Cass.com., 10 févr. 1998, Juris-Data n° 1998-000524.

したがって、締結される契約に商号・商標もしくは標識の使用許諾が含まれること、独占的あるいは準独占的な義務が課せられる契約であること⁽³⁷⁾という2つの条件を満たしさえすれば、L. 330-3条はその適用にあたり特定の契約名を列挙していないのだから、フランチャイズ契約にはもちろんのこと、同契約以外の契約にも適用されると解されている⁽³⁸⁾。具体的にはた⁽³⁹⁾とえば、特約店契約⁽⁴⁰⁾、営業財産賃貸借契約⁽⁴¹⁾、供給契約 (contrat de fourniture)⁽⁴²⁾といった契約にも同条は適用される。

第4節 L. 330-3条違反の効果

フランチャイズ契約締結時にフランチャイザーが提供しなければならない情報はL. 330-3条およびR. 330-1条が規定する。それでは、かかる情報を提供しなかった場合にフランチャイザーが受けるサンクションは何か。本節ではこの点についての議論を紹介する。

(1) 刑事上のサンクション

L. 330-3条およびR. 330-1条によって法定された情報を提供しない場合、R. 330-2条にもとづき刑事上のサンクション (第五級違刑罪) が科

(37) 独占的もしくは準独占的な義務の存在とは、一般的にフランチャイザー (供給者) の側から商品等の供給をフランチャイジーが独占的に受ける義務を負うものとも、また、フランチャイジーの経営活動の独占をも意味するものと解されている (Grimaldi et al., *supra* note 4, n° 125, p. 108-109.)。

(38) Philippe Malaurie, Laurent Aynès et Pierre-Yves Gautier, *LES CONTRATS SPÉCIAUX*, 2011, DEFRÉNOIS, n° 839, p. 493.

(39) Lutz et Wagner, *supra* note 27, p. 1708.

(40) Gérard Blanc, *Les contrats de distribution concernés par la loi Doubin (article 1^{er} de la loi n° 89-1008 du 31 décembre 1989)*, D. 1993, chron, p. 219.

(41) Cass.com., 10 févr. 1998, Juris-Data n° 1998-000524.

(42) Ferrier, *supra* note 5, p. 79.

される。R. 330-2 条にもとづきフランチャイザーに刑事上のサンクションを科すには 3 つの条件が必要であるという。すなわち、締結される契約によって商号・商標もしくは標識を他者に使用させること、独占的あるいは準独占的な義務を他者に負わせること、契約への署名の最低 20 日前までに L. 330-3 条および R. 330-1 条によって提供すべきとされる情報を記載した文書および契約書を提供しなかったことである⁽⁴³⁾。また、同条による刑事上のサンクションを科す場合には刑事法の厳格な運用がなされるべきであるとの理由から、実際に契約が締結されたことが明らかになるように、契約書が作成されていること (établissement d'un contrat écrit) を要求する見解もある⁽⁴⁴⁾。

なお、商標等の権利者が R. 330-1 条の情報を提供せずに複数の契約を締結したというときは、複数の違反による違刑罪の競合によって重い有罪判決が下されう⁽⁴⁵⁾る。

しかしながら、R. 330-2 条は、刑事裁判の長期化を考慮し、実際上はごくわずかの違刑罪裁判所でしか使用されていないという⁽⁴⁶⁾。

(2) 民事上のサンクション

L. 330-3 条および R. 330-1 条、R. 330-2 条のいずれにおいても民事上のサンクションに関する規定は存在せず、刑事上のサンクションのみを R. 330-2 条が規定するにとどまる。L. 330-3 条が法定する情報提供義務違反があった場合にはそのことのみをもって契約を無効にできるのか、それ

(43) Grimaldi et al., *supra* note 4, n° 149, p. 123-124.

(44) Simon, *supra* note 17, n° 173, p. 122.

(45) Didier Ferrier, *Droit de la distribution*, Litec, 2008, 5^e édition n° 578, p. 260-261.

(46) Dominique Baschet, *La Franchise Guide juridique Conseils pratiques*, Gualino éditeur, 2005, n° 618, p. 277.

とも同義務違反くわえてフランチャイジーに合意の瑕疵が生じた場合にしか契約を無効にできないのか、そして同義務の違反によって締結した契約により損害が生じた場合にはフランチャイジーは損害賠償請求をすることができるのか⁽⁴⁷⁾が問題になる。とはいうものの、一般的にL. 330-3条およびR. 330-1条の規定に反した情報の提供があった場合には、契約の無効あるいは不法行為にもとづく損害賠償責任のいずれか、もしくはその双方が課せられるという点については、判例および学説ともに異論はないように⁽⁴⁸⁾思われる。

ここでは、主としてL. 330-3条によって法定された情報の提供がなされずに締結されたフランチャイズ契約はただちに無効になるのか、それとも同義務の違反によってフランチャイジーに合意の瑕疵が生じた場合に限り無効とされるのかに関する議論、および同義務の違反による不法行為責任が成立する場合に関する議論を紹介したい。

① 提供すべき情報の不提供があればただちに契約を無効とする見解

この見解は、L. 330-3条およびR. 330-1条の違反に対してR. 330-2条により刑事上のサンクションが科されていることに着目する。すなわち、L. 330-3条は公序についての規定であるから、同条により法定された情報

(47) Louis Vogel et Joseph Vogel, *supra* note 6, n° 15, p. 7-8.

(48) Véronique Sélinsky, *Thème4-Les sanctions de l'article 1^{er}*, Cah. dr. entr. 1990-4, p. 24. セランスキイ(Sélinsky)は、ドゥバン法1条が、誠実な情報は販売店が事情をよく知った上で契約を締結することを可能にするものでなければならないという文言が、とりわけ沈黙による詐欺や錯誤といった合意の瑕疵を援用する根拠になると述べる。他に学説では, Grimaldi et al., *supra* note 4, n° 153, p. 125; Nicolas Dissaux, *L'information précontractuelle du franchise: un joyeux anniversaire?*, JCP. G, 2010, n° 134, n° 15. 判例では, Cass.com., 27 janv. 2009, n° 07-21.616.

提供義務違反があった場合、ただちに (automatique) 契約の無効が生じるとする。⁽⁴⁹⁾

パリ控訴院1995年3月24日判決では、フランチャイザーが自身のチェーンに属する店舗に関する情報（現 R. 330-1 条 5 号および 6 号）の提供を怠ったとして、フランチャイジーがドゥバン法の違反によるフランチャイズ契約の無効を主張した。本件についてパリ控訴院は、フランチャイザーが同法の規定に違反したことのみをもって契約を無効にした。⁽⁵⁰⁾ 他には、モンペリエ控訴院2000年3月21日判決が、ドゥバン法の規定する情報提供義務違反は公序良俗について規定する民法典 6 条によりサンクションされる⁽⁵¹⁾との判断をしている。⁽⁵²⁾

こうした判例の傾向を要約すれば次のようになる。すなわち、フランチャイザーによる契約締結前の情報提供義務の違反は刑事上のサンクションを受ける。このことは商法典 L. 330-3 条および1991年4月4日のデクレが公序としての性質を有していることを示すものである。フランチャイザーによる法定された情報提供義務への違反は、民法典 6 条の適用によってただちに契約の無効を生じさせるのに十分である公序としての規定に対する違反を構成するものである。⁽⁵³⁾

(49) Behar-Touchais et Virassamy, *supra* note 3, n° 67, p. 46-47.

(50) CA Paris, 24 mars 1995, D. 1995, inf. rap, p. 127 et 138.

(51) 民法典 6 条

「何人も、特別の合意をもって、公の秩序および善良の風俗に関する法律に反することはできない。」

(52) CA Montpellier 21 mars 2000, D., 2001, somm., p. 296, obs. D. Ferrier.

(53) Baschet, *supra* note 46, n° 620, p. 279.

② 情報の不提供が合意の瑕疵を構成する場合に限り契約を無効とする
見解

不正確な情報の提供がなければフランチャイズ契約を締結しなかったと
いうことをフランチャイジーが証明した場合に限り、フランチャイズ契約
の無効は生じるとするのが趨勢といえる。⁽⁵⁴⁾ 単なる情報の不提供ないしは不
正確な情報の提供があったというのみでは同契約の無効を認めることはで
きず、情報提供義務の違反がフランチャイジーに合意の瑕疵を生ぜしめる
ことにより、はじめて同義務違反によって同契約は無効になるのである。⁽⁵⁵⁾
この場合、錯誤や詐欺といった民法上の合意の瑕疵に関する一般理論にも
とづき、情報の不提供が契約を無効にする結果をもたらすものか否か検討
されなければならない。⁽⁵⁶⁾ したがって、L. 330-3 条の違反があったというこ
とだけではフランチャイジーの合意の瑕疵は推定されない。⁽⁵⁷⁾

③ ①と②両見解に対して疑問を示す見解

これら二つの見解のどちらにも疑問があると述べるものもある。まず、
①については次のように述べる。①のように解すると、フランチャイザー
の情報の不提供を主張することでフランチャイジーは契約から解放される
ことを企図するようになり、このことは、フランチャイジーは同条にもと

(54) le Tourneau et Zoïa, *supra* note 13, n° 112; Grimaldi et al., *supra* note 4, n° 154, p. 125

(55) Cass.com., 10 févr. 1998, Juris-Data n° 1998-000524. 学説では, Ferrier, *supra* note 45, n° 579, p. 261.

(56) Laurent Leveneur, *Le défaut d'information préalable du franchise n'entraîne pas la nullité automatique du contrat de franchisage*, JCP éd. E 2001, n° 17, p. 712.

(57) Jean-Faustin Kamdem, *De la sanction de l'obligation d'information préalable posée par la loi Doubin*, Dalloz Affaires, 1998, n° 120, p. 988.

づく情報の不提供によって不利益を被っていない⁽⁵⁸⁾とも、契約からの解放を許してしまうことを意味する。

②については、次のような指摘をする。L. 330-3 条が、フランチャイジーが事情をよく知ったうえで契約をすることができるように情報提供義務を法定したということは、フランチャイザーの役割を強調することにあるのである。かかる同条の趣旨からすれば、フランチャイジーが事情をよく知ったうえで契約を締結できるように情報を提供したということをフランチャイザーが立証する責任を負うにもかかわらず、この見解は合意の瑕疵の立証をフランチャイジーに求めている。したがって、情報の不提供が合意の瑕疵を構成する場合に限り契約を無効とする見解に立てば、同条はフランチャイジーの保護にとって実効性のない規定になりかねない。⁽⁵⁹⁾

④ 不法行為責任を生じさせる場合

フランチャイザーが情報提供義務に違反した場合には、フランチャイジーは合意の瑕疵による契約の無効と損害賠償請求のどちらも主張でき、これら双方を同時に主張することも、どちらか一方のみを主張することもでき⁽⁶⁰⁾。この場合、損害賠償請求権の根拠は民法典⁽⁶¹⁾1382条に求められる。⁽⁶²⁾なお、たとえば同義務の違反が契約締結の決定的なものでなかったとしても、その提供されなかった情報が提供されていれば従前とは異なる条件で契約

(58) Behar-Touchais et Virassamy, *supra* note 3, n° 70, p. 49-50.

(59) *Ibid.*, n° 70, p. 50-51.

(60) Grimaldi et al., *supra* note 4, n° 156, p. 126.

(61) 民法典1382条

「他人に損害を生じさせる人のあらゆる行為 (fait) は、フォート (faute) によって損害を生じさせた者に、その損害を賠償する義務を負わせる。」

(62) Grimaldi et al., *supra* note 4, n° 155, p. 126. 営業財産賃貸借契約の事案ではあるが, Cass. com, 4 fév. 2004, Juris-Data n° 2004-022354.

の締結に至ったであろうときには損害賠償を請求することができる。⁽⁶³⁾

フ
ラ
ン
ス
に
お
け
る
フ
ラ
ン
チ
ャ
イ
ズ
契
約
(一・完)

第5節 第2章の整理

(1) L. 330-3 条について

フランチャイズ契約における情報の非対称性をはじめとする当事者間の格差是正のために制定されたのがL. 330-3 条である。同条は、フランチャイザーに対し情報提供義務を課すことで、フランチャイジーが契約内容をよく理解した上で契約を締結することができるようにした。ここには、とりわけ情報量や情報収集力において、フランチャイジーをフランチャイザーに劣後する存在であると捉える見方が看取できる。しかし、同条が法定する情報に対しては、事業経験のないフランチャイジー候補者にとっては分かりにくいとの批判がある。

(2) L. 330-3 条の解釈論

まず、L. 330-3 条が法定する情報提供義務の立証責任の問題であるが、これは民法典1315条により、同義務を履行したことを立証するのはフランチャイザーの役目と解されている。

L. 330-3 条の適用範囲に関する議論は、同条が適用されるには締結される契約に「共通の利益」が存在することが必要か否かをめぐって繰り広げられたが、同条の適用には締結される契約に商号・商標もしくは標識の使用許諾が含まれ、独占的あるいは準独占的な義務が課せられていれば足りるとの理解が支配的である。判例は同条の適用条件として共通の利益の存在を挙げていない。

判例および多数説はL. 330-3 条違反の効果について、同条が法定する

(63) Simon, *supra* note 17, n° 170, p. 120.

情報の不提供があればただちに契約を無効にできるわけではなく、その不
提供によってフランチャイジーに合意の瑕疵が発生したときに限って、契
約は無効になると解している。一方で、こうした理解に対しては、フラン
チャイジーの保護という同条の実効性を損なうとの批判がある。

第3章 フランチャイザーおよびフランチャイジーの義務

フランチャイジーは法的にも財務的にもフランチャイザーから独立した
商人とされるが、両者の間には情報の非対称性が存在することから、フラ
ンチャイズ契約締結過程においてフランチャイザーは情報提供義務を負う。
同契約締結後には、フランチャイザーはノウハウの伝達義務、支援義務、
商標等の使用許諾義務を負い、一方でフランチャイジーはこれらへの対価
として金銭の支払い義務およびフランチャイザーの指導にしたがう義務を
負担する。本章では、こうしたフランチャイズ契約における様々な義務を、
それぞれに関係する判例および学説を取り上げ、契約のプロセスに沿って、
契約締結前、契約締結後、契約の終了および更新・延長の順序で紹介する。

第1節 契約締結前の義務—売上予測に関する情報の提供について

本節ではL. 330-3条で規定されている情報以外の情報で、フランチャ
イザーが任意でフランチャイジーに提供する売上予測に関する情報提供義
務についての議論を紹介する。かかる議論を紹介する理由は、フランチャ
イザーの情報提供義務違反の責任を問う訴訟の多くが、売上予測に関する
情報についてのフランチャイザーの情報提供義務違反の存否をめぐるもの
だからであり、また一般的にかかる情報はフランチャイジーがフランチャ
イズ契約を締結するに際し大きな影響を及ぼすものだからである。⁽⁶⁴⁾

(64) Romain Loir, *Les prévisionnels: le point de vue du juriste*: Sous la direction
scientifique de Nicolas Dissaux et Romain Loir, *La protection du franchisé au*

(1) 学説—売上予測に関する情報について

① 売上予測に関する情報の提供の必要性を主張する見解

ディソー (Dissaux) は、L. 330-3 条および R. 330-1 条が法定する情報を提供するだけでは、フランチャイジーが明確に事情をよく知った上で (en pleine connaissance de cause) 契約を締結するには不十分であるとし、同条の欠陥性を指摘しながら法定されていない情報について論じる。彼はフランチャイジーが経営する将来の店舗に関する情報として、売上予測 (compte prévisionnel) に関する情報を提供すべきとしていない点で L. 330-3 条は不十分であると述べる。彼によれば L. 330-3 条が売上予測に関する情報の提供を「明示的に」(explicitement) 課していないからといって、同条がフランチャイザーにかかる予測を提供する義務を「必ずしも」(nécessairement) 課していないということの意味しないという。というのは、同条は 2 項において「当該事業に関係する市場の発展の予測」についての情報を提供しよう義務付けているが、同予測を提供するにはあらかじめ売上予測に関する調査をしなければならないからである⁽⁶⁵⁾。このように、ディソーは売上予測に関する情報をフランチャイジーが契約を締結するにあたって重要な情報であると位置づけ、同予測に関する情報の提供を課さない L. 330-3 条の規定は不十分であるとする。

② フランチャイジーが参考になる情報を提供すれば足りると解する見解

カーン (Kahn) は、フランチャイジーがフランチャイズ契約を締結し、

début du XXI^e siècle Entre réalité et illusions, L'Harmattan, 2009, p. 99. 本書においてロワール (Loir) は、収益に関する予測はフランチャイジーにとって契約締結段階における不可欠な情報の一つであると述べる。

(65) Dissaux, *supra* note 48, n° 134, n° 23-25.

将来店舗を経営した場合の収支予測計算書 (compte d'exploitation prévisionnel) に関し、こうした情報をフランチャイジー候補者に提供する必要はないとする。というのは、こうした将来の予測を伴う情報を提供すると、それが結果債務 (obligation de résultat) であるとみなされかねないし、フランチャイジーが常に予測された通りの収益をあげられるとは限らないからである。このように、彼は売上予測に関する情報を提供する必要はないと解しつつ、問題なのは、フランチャイジーが、自身が得る収益を単独で算出することができるか否かであるとする。その上で、フランチャイジーにとって望ましいのは、フランチャイジーが設置を検討している店舗と類似する店舗の平均収益、最も収益があるフランチャイジーと最下位のフランチャイジーとの収益の差、商圈 (zone de chalandise)、フランチャイジーが店舗の設置を行うに際して要する投資費用の平均額 (panier moyen)、チェーンの収益性、平均的な出捐額、店舗の平均的な発展等といった情報を提供し、併せてフランチャイザーの助言を受けることでフランチャイジーが収支予測計算書を作成できるようにすることであるとする。⁽⁶⁶⁾

ここまで売上予測に関する情報の提供に関する学説をそれぞれ紹介してきたが、売上予測に関する情報の提供は不要と解する学説が支配的であるといえる。⁽⁶⁷⁾たとえばシモンは、フランチャイザーが市場調査に関する情報や収支予測計算書を提供することは少なくないものの、これら情報を提供する義務は、L. 330-3 条および R. 330-1 条においても民法上においてもフランチャイザーに課せられていないと述べる。⁽⁶⁸⁾

(66) Kahn, *supra* note 12, p. 38-39.

(67) 本文で挙げたもの以外では、le Tourneau, *supra* note 4, n° 300, p. 135.

(68) Simon, *supra* note 17, n° 183, p. 127.

(2) 判例—売上予測に関する情報について

判例においては、売上予測に関する情報は原則として提供する義務がないと解されているようである。

パリ控訴院2003年12月4日判決では、L. 330-3 条および R. 330-1 は「フランチャイジー候補者に対し、フランチャイザーが収支予測計算書、あるいは、より一般的に、フランチャイズの事業を行うことで得られるであろう収益結果予測 (prévision chiffrée des résultats) を作成あるいは提供することを義務付けてはいないが」、L. 330-3 条および R. 330-1 条は「フランチャイザーがフランチャイジー候補者にかかる予測を提供した場合には、誠実な方法でかかる予測を作成することをフランチャイザーに義務付ける。」と判示している。⁽⁶⁹⁾

パリ控訴院2009年4月9日判決もまた、売上予測に関する情報は L. 330-3 条において提供すべき情報とはされていないが、フランチャイザーがかかる情報を提供した場合には、フランチャイジーが実際に評価することを可能にし、経営を行う店舗から得られる収益性について正確に把握できるような厳格な根拠および予測を算出するに必要な手段にもとづき、誠実な方法で売上予測を作成する義務を負うとした。⁽⁷⁰⁾

それでは、フランチャイザーの情報提供義務違反ありと判断されるにあたっては、どのような要素が考慮されているのか。次にかかる点に関する考慮要素についての学説および判例を紹介する。

(3) 学説—情報提供義務違反の考慮要素について

フェリエは、L. 330-3 条および R. 330-1 条に反して締結された契約を無効にするにあたっては、同条によって提供することが要求されている情

(69) CA Paris, 4 déc. 2003, Juris-Data n° 2003-233437.

(70) CA Paris, 9 avr. 2009, Juris-Data n° 2009-012644.

報の重要性 (*portée*) を考慮すべきであるとする。たとえば、フランチャイザーのチェーンに関する情報、フランチャイジーが経営を行う予定の場所に関する情報等は、フランチャイジーの合意にとって決定的である。一方で、フランチャイザーの主要5行の手形・小切手支払い銀行に関する情報等は、かかる情報が提供されないことをもって契約の無効を認めるべきではないとする⁽⁷¹⁾。したがって、フランチャイジーがきちんと契約内容について理解した上で契約を締結したか否かを推定する際には、情報の不提供ないしは不正確であった情報の性質およびそれら情報へのフランチャイジーのアクセス可能性 (*accessibilité*) を考慮すべきであるという⁽⁷²⁾。

シモンは、L. 330-3 条が法定する情報のすべてを提供する義務をフランチャイザーは負うが、同条が法定する情報の不提供があっただけで同義務違反になるわけではないとする。同義務違反による合意の瑕疵により契約の無効が認められるための考慮要素がフランチャイジーの能力である。したがって、情報についての不知が法的に容認されるためには、フランチャイジーは情報の不十分さをカバーするための十分な能力を有する経験豊富な事業者 (*professionnel averti*) とされてはならないという⁽⁷³⁾。

(4) 判例—情報提供義務違反の考慮要素について

フランチャイジーの事業者としての経験を考慮要素とする判例は多い。たとえばパリ控訴院1999年1月13日判決は、次のような事案であった。フランチャイザーがフランチャイズ契約の締結に先立ち、自身のチェーン、これまでの年次計算書類、市場の状況および売上予測に関する情報をフランチャイジーに提供しなかった。そこで、フランチャイジーが本フランチャ

(71) Ferrier, *supra* note 5, p. 84.

(72) Ferrier, *supra* note 45, n° 579, p. 261.

(73) Simon, *supra* note 17, n° 162, p. 110-111.

イズ契約はドゥバン法および1991年4月4日のデクレに反して締結されたものであるとして、同契約の無効とフランチャイザーに支払った金銭の返還を請求した。かかるフランチャイジーの請求についてパリ控訴院は、不動産の分野で16年間にわたり働き、法学博士の学位を有するフランチャイジーであれば、上記の情報の不提供があったとしても、自身が締結する契約についてのリスクを認識していたと判示し、フランチャイジーの請求を認めなかった。⁽⁷⁴⁾

カーン控訴院2005年5月4日判決は、フランチャイジーがこれまで肉売り場の店主としての事業経験しかなく、企業の管理者としての事業経験がなかったため、フランチャイザーが行った市場調査や収益についての収支予測計算書を評価する能力を有していなかったとした。このことにくわえ、L. 330-3 条第4項が規定する契約への署名20日前までに情報を記載した文書の提供をフランチャイザーが怠ったことから、フランチャイジーはかかる文書を受け取って公認会計士から有効なアドバイスを受ける時間を持つことができなかったため、本フランチャイズ契約は契約内容をきちんと理解した上で締結されたものではないので無効とされるとした。⁽⁷⁵⁾

第2節 契約締結後の義務

フランチャイズ契約から生じるフランチャイザーの義務は、①ノウハウの伝達義務、②商標等の使用許諾義務 (obligation de la mise à disposition de signes de ralliement de la clientèle)、③支援義務 (obligation d'assistance) である。対してフランチャイジーの義務は、①対価の支払い義務、②フランチャイザーの指示にしたがう義務 (obligation des normes de la franchise) である。これら義務のうち、フランチャイザーの上記3つの義務はフラン

(74) CA Paris, 13 janv. 1999, Juris-Data n° 1999-020634.

(75) CA Caen, 4 mai 2005, Juris-Data n° 2005-282521.

チャイズ契約にとって不可欠の要素であるとされる。⁽⁷⁶⁾

(1) フランチャイザーの義務

① ノウハウの伝達義務

ノウハウとは、フランチャイザーによって実証された実践的技術あるいは知識 (connaissances) の総体で、この総体たるノウハウは伝達可能であるが、公衆によってただちにアクセスできないものであり、特許を得ておらず (non breveté), かつこれを有する者に競争上の利益を与えるものでなければならぬ。⁽⁷⁷⁾ 判例では、ノウハウとは「フランチャイザーが有する知識であり、フランチャイジーに伝達可能なものでなければならぬ」⁽⁷⁸⁾と定義される。したがって、ノウハウは、フランチャイジーにとってフランチャイザーが実現してきた商業上の成功を手に入れることができるようなものでなければならぬ。⁽⁷⁹⁾

ノウハウの伝達が存在しないフランチャイズ契約はフランチャイズ契約とされない。ノウハウおよびフランチャイズに特徴的な固有の知識の伝達が存在しない場合には、商標等の集客ブランドの使用許諾や事業開始時の経営指導等が契約において規定されていても、そうした契約はフランチャイズ契約ではなく、特約店契約であると法性決定した判例がある。⁽⁸⁰⁾ また、フランチャイザーから伝達されたノウハウが独自のものではなかった場合において、このような場合にはフランチャイズ契約におけるコースが存在

(76) Kahn, *supra* note 12, p. 12.

(77) *Ibid.*, p. 14.

(78) Cass. com., 9 oct. 1990, n° 89-13. 384.

(79) sous la direction de Louis Vogel, *Droit GLOBAL Law La franchise au carrefour du droit de la concurrence et du droit des contrats États-Unis, Union européenne, France, Allemagne, Italie*, LGDJ Diffuseur, 2011, n° 146, p. 125.

(80) Cass. com., 4 juin 2002, D.2003, p. 2432, obs. D. Ferrier.

であるとして、⁽⁸¹⁾ 民法典1131条にもとづき同契約を無効とした判例もあ
⁽⁸²⁾ る。フランチャイザーが提供した鍼や食事療法による美容術が法律によっ
 て禁じられていたにもかかわらず、こうした技術の使用許諾を行うことを
 内容としたフランチャイズ契約におけるコースは違法なコースであるため、
 民法典⁽⁸³⁾1108条にもとづき同契約を無効にした判例⁽⁸⁴⁾がある。

② 商標等の使用許諾義務

フランチャイザーによる商標等をはじめとする集客ブランド (signes de
 ralliement de la clientèle) の使用許諾義務もまた、フランチャイズ契約を
 構成する要素のうちの一つとされる。⁽⁸⁵⁾ ここで言う集客ブランドとは、商標、
 商号、標識をはじめ、キャッチコピー (slogan)、設備や店内の装飾の規
 格といったものである。⁽⁸⁶⁾

判例では、フランチャイズ契約締結時には問題となった商標がすでに存
 在していなかったという事例において、加盟者がチェーンに帰属している
 ことを示す商標等の使用許諾が存在しない場合には、そのような関係はフ

(81) 民法典1131条

「コースを欠き、誤ったコースに基づき、あるいは違法なコースに基づく
 債務は、いかなる効果も有し得ない。」

(82) Cass.com., 9 oct. 1990, JCP E, 1991, I, 39, n° 5, obs. J. Azema.

(83) 民法典1108条

「合意が有効であるためには次に掲げる4つの条件が不可欠である。

義務を負う当事者の合意。

当事者の契約締結能力。

契約による約定の対象となる具体的な目的。

債務についての合法的なコース。」

(84) Cass.civ., 11 juin 1996, D. 1997, somm. p. 57, obs. D. Ferrier.

(85) sous la direction de Louis Vogel, *supra* note 79, n° 159, p. 131.

(86) Dominique Legeais, *FRANCHISE*, JCI, Fasc.316, 2007, n° 29.

ランチャイズではないとし、民法典1131条にもとづき同契約を無効としたものがある。⁽⁸⁷⁾ 商標等が登録されていなかった場合も同様にフランチャイズ契約はコーズを欠き無効と解される。⁽⁸⁸⁾ したがって、あらゆるフランチャイズ契約において、フランチャイザーは商標の権利者 (titulaire) でなければならない。⁽⁸⁹⁾

③ 支援義務

支援義務は、フランチャイジーによるノウハウの使用や商標等の使用に関して、フランチャイザーが支援を行う義務と解されている。⁽⁹⁰⁾ 同義務はノウハウの伝達義務と同様にフランチャイズ契約において不可欠な要素のうちの一つである。⁽⁹¹⁾ 支援義務の具体的内容は、フランチャイジーおよびその従業員に対し研修 (formation) を行うこと、あるいは法的・財務的もしくは知的な (informatique) 方法および経営におけるノルマの実行の中で助言をすることであるとされる。⁽⁹²⁾

支援義務は、フランチャイジーの事業開始時から、かかる事業の成功にとって有益な要素をフランチャイジーに伝達するために存在する。事業開始時における同義務の内容は、店舗の選定、店舗内の設備の配置、従業員の選定および研修、宣伝・広告キャンペーンの実施、店舗で販売する商品等、多岐にわたる。支援義務は、事業開始後も同様にフランチャイザーに課せられる。それは、フランチャイザーがフランチャイジーと協働するかたちで存在し、たとえばフランチャイジーに対して他のフランチャイジー

(87) Cass.com., 6 mai 2003, n° 01-00.515.

(88) Legeais, *supra* note 86, n° 34.

(89) *Ibid.*, n° 31.

(90) Grimaldi et al., *supra* note 4, n° 82, p. 74.

(91) Legeais, *supra* note 86, n° 43.

(92) sous la direction de Louis Vogel, *supra* note 79, n° 151, p. 127.

に関する情報を提供するなどといったように様々な形態を示す。⁽⁹³⁾

支援義務は判例および学説上、⁽⁹⁴⁾手段債務でしかない⁽⁹⁵⁾ので、特定の結果の到来を保証するものではない。したがって、フランチャイザーは自身の行った支援について明白な違反があった場合や、支援が体をなしていなかったといった場合でない限り同義務違反による責任を負わされることはない。⁽⁹⁶⁾フランチャイザーの同義務の履行が不十分であり、その結果として契約の解除を行う場合には、同義務の履行が不十分であったことの立証責任はフランチャイザーが負担する。⁽⁹⁷⁾

(2) フランチャイジーの義務

① 対価の支払い義務

対価の支払い義務とは、フランチャイザーに対し報酬を支払う義務のことであり、ここでいう「対価」とは、ロイヤルティと⁽⁹⁸⁾加盟料⁽⁹⁹⁾のことである。こうした対価の支払いは、フランチャイズ契約の双務契約性から導き出される。⁽¹⁰⁰⁾

(93) Legeais, *supra* note 86, n° 44-45.

(94) CA Paris, 23 janv 1992, D. 1992, somm. p. 392, obs. D. Ferrier.

(95) Flore Sergent, *L'obligation d'assistance du franchiseur*, LPA, 2 nov. 2009, n° 218, p. 6.

(96) Ferrier, *supra* note 45, n° 693, p. 317.

(97) CA Paris, 27 avr 1990, D. 1990, somm. p. 370, obs. D. Ferrier.

(98) ロイヤルティは、契約の期間中に定期的にフランチャイザーに対して支払われるものであり、一般的にフランチャイジーの収益に応じて決められる (sous la direction de Louis Vogel, *supra* note 79, n° 171, p. 135.)。

(99) 加盟料は、フランチャイザーによって開発された事業のコンセプトの使用、フランチャイザーの知名度を有する標識の使用、販売に関する地域独占権 (exclusivité territoriale)、ノウハウの伝達および事業開始時の援助の対価として支払われるものである (Kahn, *supra* note 12, p. 68.)。

(100) Kahn, *supra* note 12, p. 67.

ロイヤルティは、フランチャイザーから提供される情報、ノウハウの改善や定期的な研修、経営支援および商標等の使用の対価として支払われ⁽¹⁰¹⁾る。フランチャイザーの意思のみによって毎年のロイヤルティが決定されるような場合には、民法典1129条により、フランチャイズ契約は代金⁽¹⁰²⁾(prix)の未決定により無効とした判例がある⁽¹⁰³⁾。

加盟料の支払い義務はフランチャイズ契約に必須のものではなく、一定の役務提供型フランチャイズにおいてはこうした義務が課せられていないものもあるという⁽¹⁰⁴⁾。実際、加盟料の支払い義務はフランチャイズ契約を性質決定するにあたり必要な義務ではない⁽¹⁰⁵⁾。対価の支払いを要求する場合には、R. 330-1 条第6号後段にもとづき契約締結前の文書に記載されなければならぬ⁽¹⁰⁶⁾。

② フランチャイザーの指示にしたがう義務

フランチャイザーの指示にしたがう義務は、ノウハウの伝達に係る。フランチャイザーは自身の事業の成功を望んでおり、そのためには自身が提供するノウハウの価値をフランチャイジーによって勝手に改変されて企業イメージを損なうようなことは避けなければならない⁽¹⁰⁷⁾。したがって、チェー

(101) Kahn, *supra* note 12, p. 68.

(102) 民法典1129条

「債務は、少なくともその種類について特定された物を対象とする。

物が確定されさえすれば、その物の割合部分 (quotité) は不確定でもよい。」

(103) Cass. com., 12 déc. 1989, D. 1990, somm. p. 369, obs. D. Ferrier.

(104) Legeais, *supra* note 86, n° 61.

(105) Grimaldi et al., *supra* note 4, n° 203, p. 154. しかしながら、実際は90%近くのフランチャイズ契約において加盟料の支払い義務が定められているという。

(106) Grimaldi et al., *supra* note 4, n° 203, p. 154.

(107) *Ibid.*, n° 208, p. 157.

ンの統一的運営およびノウハウの適切な利用を確保するため、フランチャイズにおいて同義務は不可欠である⁽¹⁰⁸⁾。フランチャイズ契約においては、フランチャイザーから提供されるビジネスモデルにフランチャイジーがしたがう必要がある⁽¹⁰⁹⁾ので、フランチャイザーの経営指導にしたがわず、またフランチャイザーから提供された経営に関する情報の受け取りを拒絶し、両当事者による事業における協働に応じなかった場合には、フランチャイジーはフランチャイザーの経営指導の不十分性を理由に契約を解除することはできないとした判例がある⁽¹⁰⁹⁾。

フランチャイザーの指示にしたがう義務の一環として、フランチャイザーから提供される商品以外の商品を販売してはならない義務が挙げられる。この義務は独占的調達義務 (obligation d'approvisionnement exclusif) と呼ばれる⁽¹¹⁰⁾。同義務はフランチャイズ契約に独自の義務ではないが、判例によれば、同義務はフランチャイズ・システムの一体性の維持にとって不可欠であり、フランチャイザーのチェーンの評判を維持するために不可欠でなければならない⁽¹¹¹⁾。

第3節 契約の終了、更新・延長

フランチャイズ契約の期間の経過による終了は、期間の定めのある場合と定めのない場合の終了とに大別できる。契約期間の満了によって終了する場合もあるが、契約期間が更新ないしは延長されることもある。本節では上記にくわえ、契約の更新ないしは延長に関する議論も紹介する。

(108) Ferrier, *supra* note 45, n° 697, p. 318.

(109) CA Paris, 14 févr. 1991, D. 1992, somm., p. 392, obs. D. Ferrier.

(110) Malaurie et al., *supra* note 38, n° 838, p. 492.

(111) Cass. com., 10 janv. 1995, Gaz. Pal. 1995, 2, jurispr. p. 502.

(1) 契約期間の満了による終了

① 期間の定めのある場合

フランチャイズ契約の継続期間があらかじめ契約上定められている場合には、当事者が定めたその期間の満了をもって終了する⁽¹¹²⁾。とはいえ、当事者間で契約を継続させることもできる⁽¹¹³⁾。契約の継続期間は、当事者間で自由に決めることができる⁽¹¹⁴⁾。しかし、フランチャイズ契約において独占的調達義務に関する条項が挿入されているときは、同契約の継続期間は商法典 L. 330-1 条⁽¹¹⁵⁾により10年に制限される。しかし、独占的調達義務に関する条項が挿入されているフランチャイズ契約であっても、当事者が10年の期間満了後に同様の条項を含んだ同契約を再度締結することは妨げない⁽¹¹⁶⁾。契約の期間が定められている場合、その期間の到来をもって契約は当然に終了するので、契約の終了に向けて当事者が何らかの意思表示を行う必要はない⁽¹¹⁷⁾。

フランチャイズ契約には、しばしば当然解除条項 (clause résolutoire de plein droit) と呼ばれる条項が挿入されている。この条項は、当事者の一方 (とりわけフランチャイジー) が契約上の義務のどれか一つの違反を犯すことによって当然に契約が解除されるというものである。同条項は原則

(112) なお、フランチャイズ契約の継続期間は平均で5年であるとされる (le Tourneau, *supra* note 4, n° 643, p. 283.)。

(113) Legeais, *supra* note 86, n° 77.

(114) Grimaldi et al., *supra* note 4, n° 271, p. 204.

(115) 商法典 L. 330-1 条

「動産の買主、譲受人もしくは賃借人が、その売主、譲渡人もしくは賃貸人に対して、他の供給者から提供される類似のもしくは補充的な給付 (objets semblables ou complémentaires) を利用しない義務を負うと定めるあらゆる独占的条項の有効期間は10年に制限される。」

(116) Cass. com., 11 mars 1981, D. 1982, inf. rap. p. 108.

(117) Grimaldi et al., *supra* note 4, n° 272, p. 204.

として有効とされ、条項上の要件を満たせば契約を解除させることは可能である。⁽¹¹⁸⁾

トゥールノーは、この当然解除条項による期間の定めのあるフランチャイズ契約の一方当事者からの解消は例外的であるべきとする。したがって、同条項によるフランチャイズ契約の解消は、同契約を特徴づけるものである信頼を根本的に損なわせるような深刻な違反に限り許容されると解する。⁽¹¹⁹⁾

② 期間の定めのない場合

期間の定めのないフランチャイズ契約は、他の契約と同様に、当事者の一方からの解除の申入れにより、いつでも終了することができる。⁽¹²⁰⁾ 民法典1780条⁽¹²¹⁾により期間制限のない契約の締結は禁じられているので、期間の定めのないフランチャイズ契約であっても終了する。⁽¹²²⁾ 契約期間の定めが契約上存在せずとも、取引実務上の慣行によって契約期間は限定される。⁽¹²³⁾

期間の定めのないフランチャイズ契約を終了させる際には、予告期間

(118) le Tourneau, *supra* note 4, n° 651, p. 287.

(119) *Ibid.*

(120) Legeais, *supra* note 86, n° 78; Malaurie et al., *supra* note 38, n° 834, p. 487.

(121) 民法典1780条（一部抜粋の上翻訳）

「何人も有期的にのみ、もしくは特定の企業についてのみ役務の給付を約することができる。

期間の定めのない役務の賃貸借は、契約の一方当事者の意思によっていつでも打ち切ることができる。

ただし、契約当事者の一方のみの意思による契約の解除は損害賠償を生じさせうる。」

(122) Grimaldi et al., *supra* note 4, n° 290, p. 211.

(123) *Ibid.*, n° 292, p. 212.

(*préavis*) の遵守が求められる。すなわち、フランチャイザーが期間の定めのないフランチャイズ契約を終了させる際には、フランチャイジーに対し契約終了前にそれぞれの業界の商取引上の慣習にもとづいた合理的な期間を設けて予告しなければならない⁽¹²⁴⁾。この予告期間は、フランチャイジーが投下した資金の額や契約の継続期間等を考慮して定められる⁽¹²⁵⁾。予告期間を設けることのない契約当事者の一方からの不意打ち的な契約の終了がある場合には、商法典 L. 442-6 条第 4 号にもとづき⁽¹²⁶⁾、契約の終了によって一方当事者が被った損害を賠償する責任を負う⁽¹²⁷⁾。

(2) 契約の更新・延長

フランチャイズ契約であっても、他の契約と同様に契約の更新 (*reconduction*) や延長 (*prorogation*) は可能である。ここで議論となっているのは、同契約の更新ないしは延長の際にも L. 330-3 条の適用があるか否かである。

かかる点に関して、判例においては、契約の更新時にも同条の適用があると解されている⁽¹²⁸⁾。学説においても、契約の更新は L. 330-3 条の適用範

(124) le Tourneau, *supra* note 4, n° 663, p. 291.

(125) *Ibid.*, n° 663, p. 292.

(126) 商法典 L. 442-6 条

「あらゆる製造者 (*producteur*)、商人、職人 (*industriel*) もしくは手工業者名簿に登録された者による次の行為 (*fait*) につき、行為者に責任を負わせ、その者の行為によって生じた損害を賠償する責任を負わせる。」

同条第 5 号

「取引関係の全体もしくは一部の不意打ち的な解消を示すことで、価格、支払期限、買受もしくは販売の義務に関係のない販売の方法あるいは役務に関して明確に濫用的な条件を得るもしくは得ようとする場合」

(127) le Tourneau, *supra* note 4, n° 665, p. 292.

(128) Cass. com., 9 oct. 2007, n° 05-14.118.

困に属する新たな契約を生じさせるものであるとして、更新時にも同条の規定の適用があるとする見解がある⁽¹²⁹⁾。契約の更新時にも同条の適用があるとするもう一つの理由として、契約を更新するフランチャイジーにとって、更新時までどれぐらいのフランチャイズ契約が解除されたかについて、あるいは更新後の国内市場の発展予測について情報を提供されることは決して無益ではないと述べるものもある⁽¹³⁰⁾。

しかし、更新の際にも同条が適用されるとする見解には、フランチャイジーはすでにフランチャイザーのチェーンに属しているのだから、L. 330-3 条が定める情報をすでに有していると考えられるし、仮にそうでないにせよ、同条が定める情報を容易に取得することが可能であるとの批判が存在する⁽¹³¹⁾。

第4節 第3章の整理

(1) フランチャイザーの情報提供義務について

売上予測に関する情報の提供については、これを否定的に捉える見解が学説および判例で支配的であった。情報提供義務違反を認定する際の考慮要素では、提供されなかったないしは不正確であった情報へのフランチャイジーのアクセス可能性やフランチャイジーのこれまでの経歴（学歴、職歴等）といった様々な要素が考慮されているといえる。

(2) 契約締結後の義務について

フランチャイザーの義務であるノウハウの伝達義務、支援義務および商標等の使用許諾義務はフランチャイズ契約において不可欠な要素とされる。

(129) Dissaux, *supra* note 48, n° 134.

(130) Ferrier, *supra* note 5, p. 84-85.

(131) le Tourneau, *supra* note 4, n° 302, p. 136-137.

とりわけノウハウの伝達義務はフランチャイズ契約を特徴づける要素とされ、これが存在しない場合にはフランチャイズ契約はコーズを欠き無効とされる。

フランチャイジーの義務には対価の支払い義務があるが、加盟料の支払いは必ずしも義務とはされていないとする見解があった。対してロイヤルティはフランチャイザーの商標等の使用に対する対価として支払われるものであるが、フランチャイザーの一方的な決定によって支払額が決定されるのではない。フランチャイザーの指示にしたがう義務は、各店舗の統一の運営およびノウハウの適切な利用のために必要とされる。

(3) 契約の終了、更新・延長について

フランチャイズ契約も他の契約と同様に、期間の定めがある場合には、その期間の満了をもって終了する。当然解除条項は原則として有効であるが、信頼関係が根本的に損なわれるような場合に限り認められるとされ、その適用は制限的に解されている。期間の定めのないフランチャイズ契約を終了させるには、フランチャイザーは合理的な期間を設けて契約の終了を予告しなければならない。

フランチャイズ契約の更新・延長の際に、L. 330-3 条の適用の可否が問題になっている。かかる点について、判例では契約の更新時にも同条の適用があると解されている。学説においても、契約の更新までにどれぐらいのフランチャイズ契約が解除されたかといった情報をフランチャイジーが知る必要があるとして、契約更新時の L. 330-3 条の適用を肯定するものがある。

お わ り に

ここでは、本稿のまとめとしてフランスの議論を総括し（第1節）、フ

ランスにおけるフランチャイズ契約の概観から得られた、わが国における議論に若干の示唆を与えうると思われる点を述べたい(第2節)。

第1節 フランスにおける議論の整理

フランスにおいては、非良心的なフランチャイザーの登場に伴いフランチャイズめぐる紛争事例が報告されていくにつれ、法整備の必要性が認識されていき、ついに1989年12月31日に現在のL. 330-3条が制定された。同条は契約締結前の情報提供義務を法定したものであり、契約締結前の最低20日前までに法定の情報の提供をフランチャイザーに義務付ける開示義務型立法である。同条により提供すべき情報はR. 330-1条により具体的に列挙されている。ただし、L. 330-3条は違反の場合の民事上のサンクションについて規定していない。そこで、同条が法定する情報提供義務に違反して締結された契約の帰趨が問題になる。判例および多数説は、この問題を民法上の合意の瑕疵の理論に委ねている。すなわち、同義務に違反しただけではフランチャイズ契約はただちに無効にはならず、同義務違反によってフランチャイジーに合意の瑕疵が生じ、そのことによって契約を締結してしまったということを、フランチャイジーが証明できた場合に限り、契約は無効になるというものである。

売上予測に関する情報の提供は法定されていない。とはいえ、フランチャイザーが任意でかかる情報を提供する場合があります。フランチャイジーにとってもかかる情報は重要であると考えられている。判例上、売上予測に関する情報については、フランチャイザーは原則として提供する義務はないが、一度かかる情報を提供した場合には、誠実な方法で予測を作成しなければならないと解されている。情報提供義務違反による合意の瑕疵によりフランチャイズ契約の帰趨が問題になるときは、主として情報の不提供ないしは誤った情報の提供によってフランチャイジーが事情をよく知って契約

272(1425) 法と政治 64巻4号 (2014年2月)

を締結することができなかったか否かが判断されるが、その際にはフランチャイジーの事情経験が考慮されている。

第2節 わが国における議論への若干の示唆

わが国においては、提供すべき情報として焦点になるのは主として売上予測に関する情報であり、情報提供義務違反へのサンクションはもっぱら契約締結上の過失によってなされており、錯誤や詐欺の規定が用いられることはほとんどない。

対してフランスでは、提供すべき情報は R. 330-1 条によって規定されているが、フランチャイザーがどのような情報を提供すべきかは、フランチャイジーの情報へのアクセス可能性等の諸要素により判断される。売上予測に関する情報は提供すべき情報とはされず、あくまでも任意である。そして、情報提供義務違反に対するサンクションは合意の瑕疵による契約の無効である。ただし、同義務違反によるサンクションが認められるためには、情報の不提供あるいは誤った情報が提供されたことで契約を締結してしまったということをフランチャイジーが立証しなければならない。

情報提供義務違反の肯否については、フランチャイジーは独立した商人であるとの理解にもとづき、フランチャイジーが経験豊富な事業者としての立場にあったか否かを重視しているものと思われる。

合意の瑕疵の規定の適用によってフランチャイザーの情報提供義務違反をサンクションしているフランスの判例および学説については、次のような点が示唆的であるといえるのではないか。すなわち、契約締結段階で提供される情報は、契約締結の是非を判断するにあたり重要な要素のほずである。そうであるならば、情報の不提供あるいは誤った情報によって契約を締結した場合には、契約について正確に理解した上で合意が形成されなかったはずであるから、本来であればフランスのように合意の瑕疵の規定

を活用することによってフランチャイズ契約を無効にするべきではないのか。したがって、情報提供義務違反に対するサンクションとして合意の瑕疵理論を用いるフランスの手法は評価できる。この点についての詳細な検討は次稿以降にて行う予定である。

第3節 残された課題

本稿はフランスにおけるフランチャイズ契約を紹介したものであるが、同契約締結過程における情報提供義務に関する議論を中心に取り上げたので、同義務に関係しない議論についてはほとんど取り上げなかった。さらに、同義務に関する議論であっても紙幅の都合上取り上げることができなかった議論がある。以下に幾つか例を挙げる。

情報提供義務に関する議論としては、近時、破産院が事業における経済的収益性に関する錯誤 (erreur sur la rentabilité économique d'une opération) にもとづいて、フランチャイズ契約を無効にした事例があるが⁽¹³²⁾、この事例は合意の瑕疵の問題にかかわるため、次稿以降で取り上げることにしたい。

情報提供義務以外の議論としては、フランチャイズ契約終了後の義務、とりわけ競業避止義務 (obligation de non-concurrence) 等に関する議論がある⁽¹³³⁾。フランスでは判例および学説上、フランチャイザーの保護に偏りすぎた競業避止義務を課すことは許されておらず、フランチャイザーの正当な利益 (intérêt légitime) の保護とフランチャイジーの事業活動の自由や契約自由との調和が求められている⁽¹³⁴⁾。同義務に関しては多くの判例および

(132) Cass. com., 4 oct. 2011, n° 10-20956.

(133) フランスのフランチャイズ契約における競業避止義務について論じている邦語論文としては、大山盛義「フランスにおける競業避止義務 一つの議論—フランチャイズ契約と労働契約の相似性より」労働法律旬報1672号31頁(2008年)がある。

(134) Grimaldi et al., *supra* note 4, n° 218, p. 164.

学説が存在し、ひろく議論がなされている。他には、フランチャイズ契約に請負契約としての要素があることを指摘する興味深い議論があるが、リ
カ
リ以外に言及している文献を見つけることができなかったため、十分に
説
論
検討できなかった。この点については後日を期したい。

また、本稿において紹介することのできなかったこれら諸点のうち、フ
ランチャイズ契約締結過程における情報提供義務に関する議論の検討は
次稿以降において行うが、同義務以外の議論の検討は今後の課題としたい。

Le contrat de franchise en France

Hidekazu YAJIMA

Dans le deuxième chapitre de notre étude nous allons envisager des débats doctrinaux et jurisprudentiels concernant l'interprétation de la loi Doubin notamment en cas de la violation de celle-ci car elle n'a que des dispositions de sanction pénale et qu'elle n'a pas de sanction civile, au cas où le franchiseur la violerait, quelle sanction doit-t-on lui imposer? Dans ce chapitre nous exposeront les débats ci-dessus.

Dans le dernier chapitre, nous présenterons les obligations du franchiseur et du franchisé. A la phase précontractuelle, la loi Doubin, afin de protéger le consentement du franchisé, oblige le franchiseur à lui communiquer «un document donnant des informations sincères, qui lui permette de s'engager en connaissance de cause». C'est l'obligation d'information précontractuelle. A la phase contractuelle, il est obligatoire pour le franchiseur de mettre à la disposition du franchise son assistance commerciale et technique, son savoir-faire, et ses signes de ralliements. En contrepartie, le franchisé est tenu de verser une contribution financière au franchiseur: il s'agit de l'obligation de paiement du droit d'entrée et des redevances. Il est aussi imposé par le franchiseur l'obligation de suivre les règles d'exploitations et d'utiliser son savoir-faire et ses signes de ralliements. Il y a donc beaucoup de débats doctrinaux et jurisprudentiels concernant ces obligations, aussi est-t-il nécessaire de présenter ces débats.

Chapitre 2: L'interprétation du code de commerce de l'art. L. 330-3 et de l'art. R. 330-1

Section 1. L'art. L. 330-3 et l'art. R. 330-1

Section 2. L'importance de l'art. L. 330-3

Section 3. Les conditions et le champ d'application de l'art. L. 330-3

Section 4. Les effets de la violation de l'art. L. 330-3

Section 5. Conclusion du chapitre 2

Chapitre 3: Les obligations du franchiseur et du **franchisé**

Section 1. L'obligation d'information précontractuelle du franchiseur

Section 2. Les obligations contractuelles

Section 3. L'extinction, et la reconduction ou la prorogation du contrat de franchise

Section 4. Conclusion du chapitre 3

Conclusion

論

説